

返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付

上 原 純
(明 治 安 田 生 命)
(人 事 部 ス タ ッ フ)

I 序章

1. 返戻金請求権の差押えと保険契約者貸付

今日、生命保険契約に基づく諸権利の財産上の価値、特に返戻金(注1)請求権を差押えの対象とすることは、一般的に行われている。通常、人の死亡等の偶発の事象を権利発生事由とする保険金請求権が不安定な条件付権利であるのに対し、返戻金請求権は契約当事者の行為(解約等)を権利発生事由とするものであるから、執行の確実性において優れ、債権者にとっての利用価値も高い。

かかる生命保険契約上の返戻金請求権は、我が国の法制上、差押禁止債権(民事執行法152条)とはされていない。したがって、保険契約者の債権者がこれを差し押さえることができ、また、解約前の停止条件付返戻金請求権も差し押さえることができる(注2)。そして、執行裁判所から返戻金請求権の差押命令が発せられた場合、「債務者たる保険契約者」は、返戻金債権の取立てその他の処分を禁止され、「第三債務者(注3)たる保険者」は、「債務者たる保険契約者」への返戻金債務の弁済を禁止される(民事執行法145条1項)。

ただし、この場合の第三債務者たる保険者の弁済禁止義務は、返戻

金の支払禁止のみに限られるわけではない。生命保険契約においては、一般に、返戻金額の一定範囲内で保険契約者が保険者から貸付を受けられる制度（保険契約者貸付）が約款上設けられており、返戻金請求権差押えの効果として、この保険契約者貸付の実行も禁止される。

保険契約者貸付は、保険契約が消滅した時に、保険者が支払う返戻金額等から貸付元利合計額を差し引いて支払うことを予め約定する制度であり、いわば、返戻金を担保に実行される貸付である。したがって、返戻金請求権差押え後の保険契約者貸付金の支払いは、実質的に被差押債権（返戻金請求権）の価値を減少させることになり、債務者（保険契約者）による処分、または第三債務者（保険者）による債務者（保険契約者）への弁済に当たるものとして、差押命令に違反することとなる。そして、その効果として、第三債務者（保険者）は差押債権者に対抗できず、当該保険契約者貸付金を差し引かずに返戻金を差押債権者に支払わなければならないことになり、既に支払った保険契約者貸付金を回収できなくなる危険（二重弁済の危険）を負うことになる（民法481条1項）。また、民法511条（支払の差止めを受けた債権を受動債権とする相殺の禁止）の規定により、返戻金請求権差押え後に実行された保険契約者貸付金の差し引きをもって、第三債務者（保険者）は差押債権者に対抗し得ないこととなる。このような法的根拠により、返戻金請求権差押えの効果として、返戻金の支払いだけでなく、保険契約者貸付金の支払いも禁止されるべきことが導かれる。

（注1）解約等による保険契約消滅時に、積み立てられた責任準備金のうち、一部を控除して保険契約者に払い戻される金銭をいう。「解約返戻金」、「解約払戻金」等の呼称も用いられることがあるが、本稿では「返戻金」という呼称を用いる。

（注2）山下友信『保険法』有斐閣、2005年、658頁。

（注3）債権者Aと債務者Bがある場合に、Bに対してさらに債務を負う者Cを、Aとの関係で「第三債務者」という。本稿では、特に断らない限

り、債務者B（保険契約者）が第三債務者C（保険者）に対して有する債権（返戻金請求権）を、Bの債権者Aが差し押さえる場合を想定する。

2. 返戻金請求権の差押えと保険料自動振替貸付

以上、返戻金請求権の差押えの効果として、保険契約者に対する返戻金支払いとともに、保険契約者貸付金の支払いも禁止されるべきことについて概観した。

ところで、保険契約者貸付制度を有する保険契約、とりわけ、資産運用型ではない生活保障型の保険契約においては、保険契約者貸付の特殊形態として「保険料自動振替貸付」という制度が、約款上、併設されていることが一般的である。

保険料自動振替貸付とは、保険料の払込みがないまま猶予期間を経過したときに、返戻金の範囲内で保険者が自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込みに充当し、保険契約を継続させる仕組みである（注4）。保険契約者から予め反対の申出がない限り、保険料自動振替貸付がなされることとされているのが一般的である（注5）。

通常、保険契約は長期的に継続することが予定されており、保険契約者の一時的な保険料債務の不履行によって直ちに保険契約を失効させるのでは、保険契約者に酷ということもあり得る。かかる観点から、一定程度の返戻金の積立てがある場合に、その返戻金を担保にして保険料相当額を自動的に貸し付けることにより、保険契約者の保険保障利益の継続をできる限り保護しようとするのが、保険料自動振替貸付制度の基本的な趣旨である。

ここで問題となるのは、かかる趣旨において設けられた保険料自動振替貸付は、保険契約者貸付と同様、返戻金請求権の差押えの効果として禁止されるべきであろうか、ということである。

返戻金請求権の差押えにより保険料自動振替貸付が禁止されると解した場合、保険料の払込みの遅滞とともに、保険契約は直ちに失効す

る。そして、債務者は、保険本来の目的である保険金請求権を失う。つまり、保険料自動振替貸付の停止により債務者が被る不利益は、被差押債権の範囲内での財産処分権の喪失にとどまらない、多額の保険金相当額にのぼる可能性がある。

このように、債務者に与える不利益の重大性において、保険料自動振替貸付の停止は、単なる返戻金や保険契約者貸付金の支払停止とは決定的な違いがある。このことを、どのように考えるべきであろうか。

（注4）山下友信、前掲書、675頁。

（注5）保険会社によっては、保険契約者による予めの反対申出を想定しない約款も見られる。

3. 本稿の目的

本稿は、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付の実行について、現行法の解釈にかかる考察とともに、妥当な保険者実務の提案を試みる研究である（注6）。

構成としては、まず、「法的検討」として、現行法の解釈上、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付が禁止されるべきことについて、保険料自動振替貸付の特殊性に関連付けて考察するとともに、そこから生じる課題を整理する。次に、「実務的検討」として、当該課題の解決を図るべく、現行法の範囲内における妥当な保険者実務の可能性を探る。

なお、当然のことではあるが、本稿に示した見解は筆者個人の私見であり、所属会社の見解とは、一切、無関係である。

（注6）本稿は、主に民事執行法上の差押えを想定した記述をしているが、これは、租税滞納処分の差押え（国税徴収法62条）を論考対象から除外することを意図してのことではない。本稿の論点において、両者を区別する意義は、さほど大きくはないと思われるため、原則として、本稿の差押えの概念には、租税滞納処分の差押えも含めて差し支えないものとして解したい。

Ⅱ 法的検討

1. 先行研究

先行研究では、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付はできない、という主旨の見解が見られる。これらの研究は、その論拠として、前出の民法511条を挙げる（注7）（注8）（注9）。また、当該研究を参照するもの（注10）や、別の文脈において当然の前提として言及するにとどまるもの（注11）も見られるが、結論においては異なる。

なお、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付が法的に肯定されるとする見解を示す先行研究は、筆者の知る限りでは見出せなかった。また、この問題について正面から判断した裁判例も、筆者の知る限りでは見出せなかった（注12）。

結論からいえば、本稿の基本的な立場は、上記先行研究の見解を支持するものである。つまり、民法511条の規律により、返戻金請求権差押え後に実行された保険料自動振替貸付の債権による相殺をもって、保険者は差押債権者に対抗できない、と解する。そして、差押債権者に対抗できないということは、すなわち、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付の実行は無担保の貸付ということになるため、保険者としては、これを実行することができない（注13）、と解する。

ただし、上記の結論に至る論拠を示すにあたっては、単に先行研究を引くだけでは十分ではなく、通常の保険契約者貸付にはない、保険料自動振替貸付の特殊性を踏まえた論考が必要と思われる。

そこで、本稿では、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付が禁止されるべきことについて、上記先行研究では言及されていない観点から、考察を加えることとしたい。

（注7）糸川厚生「生命保険契約上の権利の差押についての考察」『文研論集』第92号、1990年9月、104頁以下。

（注8）糸川厚生「保険金受取人の権利の差押」『金融・商事判例』第986号、

1996年、102頁。

(注9) 山下孝之「解約払戻金請求権」『三宅一夫先生追悼論文集・保険法の現代的課題』法律文化社、1993年、377頁。

(注10) 山下友信、前掲書、659頁。なお、同書脚注は「損害保険会社の積立保険においては、差押があっても自動振替貸付を行ったうえで、差押債権者には本来の解約返戻金から貸付の元利合計を控除して支払うという実務が行われている」として、理論と実務の齟齬を示唆する。

(注11) 榊素寛「最高裁判所民事判例研究」『法学協会雑誌』第118巻11号、2001年11月、1766-1767頁。

(注12) なお、若干の関連性が見出せる判例として、定期預金自動継続特約の仮差押えによる継続中止の当否が争われた事案がある（最高裁第二小法廷平成13年3月16日判決、判例時報1747号93頁）。判決は、原審を覆し、「自動継続特約は、当事者の何らの行為を要せず、定期預金を継続させることを内容とするもので、当初の定期預金契約の一部を構成するものであるから、仮差押えの執行がされても、特約に基づく自動継続の効果は妨げられない」旨、判示した。判旨にいう「当事者の何らの行為を要せず」、「当初の契約の一部を構成する」といった自動継続特約の性質は、保険料自動振替貸付にも共通するように思われる。しかし、「期限の延長」と、「被差押債権を担保とする貸付」という特約の効果において、両者には決定的な相違がある。上記判決の射程は、本稿の論点には及ばないものと考えられる。

(注13) もっとも、保険者と保険契約者との間の私法上の効果としては、かかる無担保貸付も直ちには無効とされない。しかし、これは、特定の保険契約者に、保険料の払込みを猶予したまま保険保障利益を与えることを認めることになる。したがって、保険者としては、保険事業の健全性や保険契約者間の公平性といった保険業法上の観点から、保険料自動振替貸付を停止せざるを得ない。

2. 保険料自動振替貸付の特殊性

まず、通常の保険契約者貸付には見られない、保険料自動振替貸付の特殊性について整理しておく。

一つ目の特殊性としては、保険料自動振替貸付が、保険契約者の請求行為によらず、保険料の払込遅滞という事実の発生に基づき自動的に実行される、という点（自動性）が挙げられる。これは、通常の保険契約者貸付が保険契約者の請求の意思表示を待ってはじめて実行される制度であることと、対照をなすものである。

ただし、この自動性があるが故に、保険契約者が認識しないまま、保険料自動振替貸付が実行されてしまうこともあり得る。このような場合、実質的な返戻金の減少を伴ってまで保険契約を継続したいとは望んでいない保険契約者に対しても、一律に保険料自動振替貸付の実行を強制することは不当である。そこで、ひとたび、保険料自動振替貸付が実行された場合でも、一定期間内（一般的に、保険料払込猶予期間満了日の翌日から起算して3ヵ月以内）であれば、保険契約者の解約請求により保険料自動振替貸付が行なわれなかったものとして取り扱う措置が、約款上、規定されている。この取扱いは、一般に「保険料自動振替貸付の取消」といわれており、保険料自動振替貸付の自動性と表裏一体の関係にあるものと理解される。

次に、二つ目の特殊性として、保険料自動振替貸付が、保険料の払込みを代替する機能を有していること（保険料払込機能性）が挙げられる。通常の保険契約者貸付は、その実行時期や金額、資金用途を保険契約者が自由に決めることができる。これに対し、保険料自動振替貸付の目的は保険料の払込みに限定され、その目的の達成に必要な限りにおいて貸付が実行されることになる。

最後に、三つ目の特殊性として、「準消費貸借性」が挙げられる。通常の保険契約者貸付の法的性質については、消費貸借と捉える考え方（消費貸借説）や、あるいは、返戻金や保険金の前払いと捉える考え方

（前払説）が一般的であるが（注14）、いずれも、貸付金が保険契約者に支払われることが前提となる。これに対し、保険料自動振替貸付は、実際に金銭が保険契約者に対し支払われるものではないことから、その法的性質は、準消費貸借（民法588条）と解される。

（注14）山下友信、前掲書、670-672頁。

3. 考察

以上、保険料自動振替貸付の特殊性として、「自動性」、「保険料払込機能性」および「準消費貸借性」の三点を挙げた。次に、これらの特殊性を踏まえたうえで、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付と民法511条の適用関係について、考察を進める。

民法511条が典型的に想定する相殺禁止の事例は、差押え後に第三債務者が債務者に貸付を実行することにより、債権を取得するような場合であろうと思われる。そして、返戻金請求権差押え後に実行される通常の保険契約者貸付が、かかる典型的相殺禁止事例に該当することは自明であり、議論の余地もないと思われる。

にもかかわらず、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付が民法511条の適用を受けるという法解釈について、ここで改めて検証しようとする理由は、保険料自動振替貸付が、通常の保険契約者貸付（ないし、一般の金銭消費貸借による貸付）にはない特殊性を有するためである。具体的に、それは「自動性」、「保険料払込機能性」および「準消費貸借性」の三点に見出されることは、前節において言及した。

そこで、本節では、これらの特殊性が保険料自動振替貸付の「貸付」としての性質、とりわけ、民法511条にいうところの「第三債務者による債権取得」としての性質を否定する要因となるか否か、という問題について検討する。

まず、「自動性」であるが、これは、単に貸付請求手続を省略するための便宜上の理由から設けられた仕組みに過ぎない。この「自動性」

を根拠として、保険料自動振替貸付の「貸付」としての性質が否定されることにはならないものと考えられる。債務者の請求手続きを、事後的な取消権の保障を前提に省略したとしても、その結果、第三債務者が債務者に対する債権を差押え後に取得するのであれば、民法511条の適用を受けるものと解するほかない。

また、「準消費貸借性」についても、同様に、保険料自動振替貸付の「貸付」ないし「第三債務者による債権取得」としての性質を否定する要因とはならない。民法588条が準消費貸借について規定するのは「消費貸借が成立したものとみなす」ということであり、結局、準消費貸借は、効果において消費貸借と異なるからである。

そうすると、残る検討対象は「保険料払込機能性」である。

ここで留意すべきは、「自動性」や「準消費貸借性」とは異なり、「保険料払込機能性」は保険料自動振替貸付の唯一の存在意義とでもいうべき不可欠の性質である、ということである。保険料自動振替貸付とその他の通常の保険契約者貸付との相違の本質は、この「保険料払込機能性」の有無にある、といっても差し支えない。このことをどのように評価するか、ということが、保険料自動振替貸付の法的性質を理解するうえで重要である。

仮に、「保険料払込機能性」が保険料自動振替貸付の本質であるということを中心とする場合、この制度を、いわば「返戻金減額を伴う保険料払込み」と理解することで、その「貸付」としての性質が否定されるのではないか。また、その結果、返戻金請求権の差押え後にこれを実行するとしても、民法511条に基づく差押債権者の抗弁に第三債務者は対抗し得るとする法解釈の可能性も、見出せるのではないか。こういった疑問が、浮上するように思われる。

しかし、結論としては、かかる解釈の可能性についても、否定せざるを得ないと考える。

保険料自動振替貸付が「貸付」ではないと解するのは、やはり無理

がある。かかる解釈は、「保険料払込み」に充当される金額に所定の利息が付される根拠を説明することができない。また、債務者が原則としていつでも任意に返済をなし得るということも、保険料自動振替貸付が単なる「返戻金の減額」ではないことの証左であろう。つまり、保険料自動振替貸付は、その実行後においては通常の保険契約者貸付と何ら異なるところがない、と解すべきである。

また、百歩譲って、保険料自動振替貸付が「貸付」ではなく「保険料払込み」の一方法に過ぎないと認めたとしても、「返戻金の減額」を伴うことが不可避である以上、実質的に、それは被差押債権にかかる一部弁済に当たるものと解するほかない。したがって、この場合、民法481条1項により第三債務者は差押債権者に対抗できないということになり、結局、民法511条による効果と異ならない。

もっとも、債務者の「保険料払込み」の利益を保護する特別の必要性から、保険料自動振替貸付に限り、差押債権者の一定の犠牲のもと、民法511条の適用を排除すべきであるとする考え方も、一つの価値判断としては否定されるものではない。しかし、それはあくまでも立法論の問題として議論されるべき事項であり、現行法の解釈の範囲を超えるものと解するほかない。

4. 小括と課題

以上の考察の結論として、「自動性」、「保険料払込機能性」および「準消費貸借性」といった保険料自動振替貸付に見られる特殊性は、いずれも、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付について民法511条の適用を排除する根拠とはなり得ない、ということが導かれる。

結局、現行法の解釈上、返戻金請求権差押え後に実行された保険料自動振替貸付の債権による相殺をもって保険者は差押債権者に対抗できない、という前出の先行研究において示された見解は、本稿の考察過程においても検証された、ということがいえそうである。

さて、かかる法解釈によれば、保険者は、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付を停止しなければならない。そして、保険料自動振替貸付の停止によって保険契約が失効すれば、債務者は、保険金請求権を失うことになる。

しかし、返戻金請求権の差押えにより、保険本来の目的である保険金請求権が消滅する結果を招くことが、差押債権者の権利と保険金請求権との利益衡量の観点において果たして妥当な結果であろうか。この点は、改めて慎重に検討されなければならない問題であると思われる。とりわけ、保険料自動振替貸付の停止により債務者が被る可能性のある損害は、保険料よりもはるかに多額の保険金相当額にもなり得るということは、強く認識されるべきであろう。

もっとも、この問題は、第三債務者である保険者側の帰責において生じる事態ではなく、あくまでも現行法から導かれる結果である。したがって、保険者の立場では、返戻金請求権差押え後の保険契約については、機械的に保険料自動振替貸付を停止しておけば、とりあえず二重弁済の危険を回避することができる。そして、その結果、保険契約が失効し保険金請求権が消滅するとしても、保険者としては一切関知しないという姿勢で対処することも、一応は可能と思われる。

しかし、そのような保険者の姿勢では、顧客（保険契約者）である債務者に対する配慮を欠いた、冷淡な態度という感は否めない。また、通念上、保険者に期待される社会的責任に鑑みても、保険金請求権の保護の問題に対し保険者が全く無関心でいることは、妥当性を欠くようにも思われる。

返戻金請求権の差押え後においても、保険金請求権を保護し得る可能性を追求すべきではないか。そして、かかる観点から、保険者の実務として、現行法の範囲内でどこまでの対処が可能であるのか。このことは、積極的に研究されるべきであると思われる。

以上の課題認識に基づき、次章では、返戻金請求権差押え後の保険

料自動振替貸付にかかる、保険者実務の一案の提示を試みる。

Ⅲ 実務的検討

1. 総論

本節では、各論的検討に入る前に、総論としての基本的な考え方を示しておきたい。

まず、最も重要なことは、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付の実行は、現行法の解釈上、差押債権者には対抗できないという、前章において繰り返し述べてきた前提認識である。すなわち、差押債権者の意思に反した保険料自動振替貸付の実行は、保険者にとっては無担保の貸付を実行することに等しく、二重弁済の危険を避けられないということである。保険事業の健全運営の観点から、このような対応には問題がある（注15）。

他方、保険契約の失効を防止することにより、保険金請求権を保護し得る実務上の可能性を探ることが、本章における研究の主題である。このことは、取りも直さず、返戻金請求権差押え後の保険契約においても、保険料自動振替貸付が一定の要件のもとに肯定されるべき可能性を追求することにほかならない。

要するに、保険者が二重弁済の危険を回避しながら、同時に、保険金請求権の保護を図ろうとするのであれば、差押債権者が保険者に対し民法511条の抗弁をする意思がないこと（保険料自動振替貸付を承諾する意思があること）を条件として、保険料自動振替貸付が実行されるのでなければならない。これが、基本的な考え方である。

具体的には、保険者が差押債権者に対し、保険料自動振替貸付の実行を承諾するか否かの意思を、事前に確認することが必要となる。ただし、その際、保険者が、債務者の意向を確認しないまま差押債権者と交渉をすることは、妥当性を欠くように思われる。保険者が差押債権者と交渉をする目的は債務者の保険金請求権を保護するためであり、

当の債務者自身が保険料自動振替貸付の実行に消極的なのであれば、保険者としても、無理に保険料自動振替貸付の実行の可能性を探る必要はないからである。また、個人情報取扱事業者（個人情報保護法2条3項）でもある保険者にとって、債務者に無断とする差押債権者との交渉は、個人情報保護法23条（第三者提供の制限）との関係において微妙な問題が惹起されるようにも思われる。

したがって、保険料自動振替貸付の開始事由が生じた場合、保険者としては、まず、債務者に対し「返戻金請求権の差押えにより、差押債権者の承諾がない限り、保険料自動振替貸付ができない」ことを通知するとともに、保険料自動振替貸付の要否について債務者の意思を確認すべきであろう。そして、保険料自動振替貸付を望む債務者には、保険者が差押債権者と交渉をすることにつき同意を求め、といった対応が妥当と思われる。逆に、かかる同意を与えることに非協力的な債務者については、保険料自動振替貸付による保険契約の継続も望んでいないということが一応推定されるであろうから、そのような場合にまで、保険者は差押債権者との交渉をする必要はないと思われる。

なお、契約当事者の権利義務関係の法的安定を確保する観点から、差押債権者に対する意思確認は、何らかの期限を付して行われる必要があると考えられる。この点については、既存の約款上、「保険料自動振替貸付の取消」が可能な期間（一般的に、保険料払込猶予期間満了日の翌日から起算して3ヵ月以内）が設けられているのが通常であるから、当該期間を準用するのが、妥当と思われる。

以上の総論的考え方を基に、次に、差押債権者の態度の別に応じた実務のあり方について、各論的に検討を進める。

（注15）かかる無担保貸付の問題については、（注13）において言及した。

2. 各論

（1）差押債権者の承諾の意思表示がある場合

事前の意思確認において、返戻金請求権の差押債権者が保険料自動振替貸付を承諾する意思表示をした場合には、保険者は保険料自動振替貸付を実行することができる、と解する。

民法511条の保護を受けるべき差押債権者が、自らその利益を放棄して保険料自動振替貸付の実行を承諾したのであれば、その後に民法511条をもって保険者に抗弁することは、禁反言、ないし信義則違反として許されないと解するためである。なお、かかる禁反言、ないし信義則違反の立証責任は保険者が負うことになるので、保険者としては、差押債権者の承諾の証跡を残しておくことが望ましい。

もともと、かかる提案に対しては、返戻金請求権の差押債権者が自らの不利益となるような保険料自動振替貸付の承諾をするはずがない、という批判があるかもしれない。しかし、例えば、次のような場合には、返戻金請求権の差押債権者が保険料自動振替貸付を承諾することも、あり得ないことではない。実際には、差押債権者の承諾により保険料自動振替貸付の保護を受けられるようになる債務者は、少なくないと思われる（注16）。

一つには、保険契約者と保険金・給付金受取人が同一人である場合において、債権者が、返戻金請求権と保険金・給付金請求権を同時に差し押さえたような場合が挙げられる。とりわけ、保険契約者と被保険者が同一人となる一般的契約形態において、保険契約者兼被保険者は高度障害保険金や入院給付金等の受取人も兼ねるのが通常であるから、債権者が、返戻金と保険金・給付金をともに差し押さえることも珍しいことではない。このような立場の差押債権者にとっては、保険料自動振替貸付を実行して保険金・給付金請求権を維持する方が得であるのか、それとも、保険料自動振替貸付を停止して返戻金請求権を保存する方が得であるのかは、将来の偶然の保険事故発生の有無次第

であるから、客観的にその損得を決めることは不可能である。差押債権者によっては、保険料自動振替貸付の実行を望むことも、十分にあり得ることである（注17）。

また、もう一つには、差押債権者が恩恵的に保険料自動振替貸付を承諾する場合が考えられる。その理由は様々であろうが、例えば、強制執行によって実現を図ろうとする債権の額が差し押さえられた返戻金の額を大きく下回っている等、保険料自動振替貸付を実行したとしても差押債権者が実質的に損害を被るおそれがないような場合には、保険料自動振替貸付の実行が承諾されることはあり得るであろう。また、差押債権者が債務者に任意の弁済を促すために、心理的圧力をかけることを企図して差押えを利用するような場合には、現実に取立権を行使して保険契約を解約することまで、差押債権者が想定していないこともある。このような場合にも、保険料自動振替貸付の実行が承諾されることは考えられる。

このように、返戻金請求権の差押債権者の承諾を前提に保険料自動振替貸付が実行されるのであれば、保険者が二重弁済の危険を回避しつつ、債務者の保険金請求権を維持することができる。実務的な対応としては、最も理想的と思われる。

ところで、差押債権者は、債務者の意思に反してでも保険料自動振替貸付を請求し得るであろうか。これは、原則として、否定的に解すべきであろう。返戻金請求権の差押え後といえども、債務者は、返戻金や保険契約者貸付金の請求権を失うだけで、保険料の払込みを継続するか否かの意思決定の権利までは、当然には失わないからである。つまり、差押債権者は、保険料自動振替貸付の実行を望む債務者の意思に対し、承諾を与え得る地位を有するにとどまるのであり、単独で保険料自動振替貸付を請求する権利を当然に取得するものではない。差押債権者が債務者の意思に反して保険料自動振替貸付を請求しようとする場合には、債権者代位権（民法423条）の行使によるべきである

と考える。

（注16）租税滞納処分の差押えの例になるが、国税不服審判所『裁決事例集』No.65、1115頁（平成15年6月19日裁決）では、差押え時の返戻金額から差押え後に実行された保険料自動振替貸付額を控除した額を、処分庁が取立てた事例が公表されている。必ずしも、税務当局（差押債権者）の一般的意向を示すものではないかもしれないが、事実上、保険料自動振替貸付が承諾されていると思われる一事例として、紹介する。なお、（注10）も参照。

（注17）糸川厚生、前掲論文、106-107頁は、差押債権者が返戻金請求権と保険金請求権双方を差し押さえているときに限って、差押債権者からの請求による保険料自動振替貸付を認める旨の見解を示す。

（2）差押債権者の拒否の意思表示がある場合

事前の意思確認において、返戻金請求権の差押債権者が保険料自動振替貸付を拒否する意思表示をした場合には、保険者は、保険料自動振替貸付を実行することができないものと解する。この場合、民法511条に基づく差押債権者の抗弁に、保険者は対抗できないためである。このことは、繰り返し述べてきた。

なお、保険料自動振替貸付の拒否の意思表示には、二通りの方法が考えられる。

一つは、差押債権者が、約款で定められた保険料自動振替貸付の取消可能期間内に取立権行使（民事執行法155条1項）による解約をすることにより、拒否の意思表示を行う方法である。この場合、保険料自動振替貸付は有効に取り消されたことになるため、保険料自動振替貸付の実行の可否も問題とならない。したがって、保険金請求権の保護の課題は、取立権行使後における、いわゆる「介入権条項（保険法60条、同89条・注18）」の適用の問題として、一応の解決が図られることになる。

もう一つは、差押債権者が、取立権行使による解約はせずに、保険

料自動振替貸付も拒否する意思表示を行う方法である。差押債権者は、被差押債権を保存しつつ、同時に、取立権の行使時期についても任意に決めることのできる立場にあるから、かかる意思表示も有効と解すべきであろう。

このように、後者の方法による意思表示、すなわち、差押債権者が解約権を留保したまま保険料自動振替貸付の実行を拒否する意思表示をした場合には、差押債権者による取立権行使（民事執行法155条1項）と介入権者による介入権行使（保険法60条、同89条）に至る前の段階において、肝心の保険金請求権が保険契約の失効とともに消滅してしまうことになる。つまり、保険金請求権の保護も不可能になる。

しかし、かかる帰結は、保険者実務において解決し得る限界を超えるものとして、やむを得ないと解するほかないと思われる。したがって、返戻金請求権の差押命令を受けた保険者としては、差押債権者が保険料自動振替貸付の実行を拒否する可能性があることを念頭に、債務者に対し、「返戻金請求権の差押え後は、原則として、保険料自動振替貸付が実行できない」こと、そして「保険契約の失効を防ぐためには、保険料の払込みを継続するしかない」ことを、事前に十分に説明し注意喚起する、といった対応が求められる。

（注18）平成20年の保険法の立法において、創設された条項。差押債権者等が保険契約を解除する場合に、解除の効力発生を1ヵ月後に延長し、その間に、保険金受取人が介入権者として相当額を差押債権者等に支払うことで、保険契約の解除の効力発生を阻止することを認める規律である。かかる介入権行使の結果、保険本来の目的である保険金請求権が差押債権者等の追及から保護される、という効果が期待される。

（3）差押債権者の明示的意思表示を欠く場合

ここまで、保険料自動振替貸付の承諾または拒否について、差押債権者が自らの意思を明示的に表示することを前提に、保険者実務のあり方について若干の検討を行った。

しかし、現実的には、差押債権者が必ずしも自らの意思を明示的に表示するとは限らない。とりわけ、契約当事者の権利義務関係の法的安定を確保する観点から差押債権者による回答に期限を設けなければならないとするならば、差押債権者が明示的に意思を表示しないまま回答期限が到来するということが十分に想定される。かかる事態に直面した場合、保険者としてはどのような態度をとるべきであろうか。

原則的な考え方によれば、差押債権者の承諾がなければ差押債権者の民法511条の抗弁に対し保険者は対抗できないのであるから、保険料自動振替貸付は停止されるべきことになる。すなわち、差押債権者からの明示的な意思表示がない場合には、拒否の意思表示とみなして取扱うことになる。この場合、前述のとおり、差押債権者が解約権を留保したまま保険料自動振替貸付の実行を拒否した場合に準じて考えることになる。

他方、保険金請求権の保護を図る観点から、差押債権者の反対の意思表示がないことをもって黙示的に承諾の意思表示があったものとみなし、保険料自動振替貸付を実行するという保険者実務の対応も、必ずしも否定されるものではないと思われる。ただし、その前提として、差押債権者に対する意思確認を行う際、「所定の期限までに回答がなければ、保険料自動振替貸付の実行を承諾したものとみなす」といった、いわゆるネガティブオプション的な注意喚起がなされていることが必要となろう。

また、かかる黙示的承諾意思を擬制する後者の方法は、保険料自動振替貸付を実行することが差押債権者にとっても一定の利益があるという前提がなければ、差押債権者の理解が得られないものと懸念される。したがって、債権者が返戻金請求権と保険金・給付金請求権とともに差し押さえている場合に限って、後者の黙示的承諾意思を擬制する方法をとるといったバリエーションも考えられる。もっとも、この場合でも、保険料自動振替貸付実行後に差押債権者の異議があれば、

保険者は、差押債権者との間で、当該黙示的承諾の有効性を争わなければならないという危険を伴うことは避けられない。

保険者があくまでも危険回避を優先するのであれば、前者の方法、すなわち、保険料自動振替貸付の停止の措置をとる方が無難であろう。しかし、保険金請求権の保護を図ろうとする観点から、一定程度の危険を承知のうえで敢えて後者の方法をとることも、保険者の政策判断の領域において、許容されるように思われる（注19）。

いずれの対応が妥当であるか、ということは一概には断定できず、差押債権者の権利と保険金請求権との利益衡量についての各保険者の考え方次第と思われる。また、他の折衷的解決策もあるのかもしれない。ここでは、多様な実務の可能性があるという視点を提示するにとどめたい。

（注19）なお、保険金請求権の保護の姿勢をさらに一步進めれば、差押債権者への事前の意思確認をせずに、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付を一律に実行する、という保険者実務の可能性も、政策判断としてはあるのかもしれない。しかし、これは、差押命令を無視するに等しい行為であるように思われる。また、差押債権者に意思表示の機会を与えない以上、紛争の危険も大きい。現行法で許容される範囲内での妥当な保険者実務の可能性を探ろうとする本稿の立場からは、かかる実務は行き過ぎではないかと思われる。

3. 民事保全法上の仮差押えの場合

以上の検討は、保険契約者の債権者が債務名義（民事執行法22条）を備えた差押債権者であることを前提としたものであった。しかし、実務上の検討としては、民事保全法上の仮差押えの場合についても考察が必要と思われる。この点にも、若干、言及しておきたい。

民事保全とは、民事訴訟の判決が得られるまでの時間の経過によって、本案の権利の実現が不能または困難になる危険から権利者を保護

するために、裁判所が暫定的な措置を講ずる制度である（注20）。あくまでも、本案訴訟において権利が終局的に確定され、実現されるまでの暫定的措置を定めるものであるから、民事保全法に基づく仮差押えにおいては、差押えと同様の処分禁止の効力が認められるにとどまり、債権の取立てまでは認められていない。

返戻金請求権の差押えにより保険料自動振替貸付が禁止されるとの法解釈を前提とした場合、基本的には、民事保全法に基づく仮差押えにおいても同じ解釈が適用されることになるであろう。条文上も、民事執行法145条1項による「債務者への弁済禁止」の規定と、民事保全法50条1項による「債務者への弁済禁止」の規定は、異なる意味には解し難いと思われる。そうすると、債務名義（民事執行法22条）を欠いた暫定的措置に過ぎない仮差押えの段階において、保険本来の目的である保険金請求権の消滅という不利益が、債務者側に強いられることとなる。

暫定的措置に過ぎない仮差押えの場合における保険金請求権の保護は、差押えの場合にも増して深刻な課題であるように思われる。この問題を、どのように克服すべきであろうか。

債務者の保護の問題に関し、民事保全法では、違法な保全命令・保全執行によって債務者が被った損害の賠償請求権を担保するため、債権者に担保を立てさせることができる（民事保全法14条1項）とされている。また、債務者としては、保全異議（同法26条）、保全取消し（同法37条ないし39条）及び保全抗告（同法41条）といった、不服申立手続きを利用することもできる。万全とまではいえないにせよ、これらの制度が、本稿の論点においても一応の問題解決を示すものと思われる。

結局、処分禁止の効力に限れば、仮差押えであっても差押えとは異ならないと解すべきであり、保険者の実務としては、仮差押えの場合も差押えの場合と同様の対応を取るべきことになると思われる（注21）。

なお、本案の権利が確定する前の仮差押えの段階では、差押えの場

合よりも、保険料自動振替貸付の承諾を求める交渉において、債権者の譲歩を得る余地が、事実上、大きいように思われる。この点に、実務上の若干の工夫の可能性が、見出せるかもしれない。

(注20) 上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦『民事執行・保全法』〔第2版補訂〕有斐閣、2007年、252頁。

(注21) ただし、仮差押えの債権者には取立権がないので、保険契約を解約することは認められない。この点が、差押えの場合の実務と相違する。

Ⅳ 結び

本稿は、現行法の解釈上、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付が禁止されるべきことについて、保険料自動振替貸付の特殊性に関連付けて考察するとともに、保険金請求権の保護の観点から、現行法の範囲内において、返戻金請求権差押え後の保険料自動振替貸付の実行を肯定し得る保険者実務の可能性について、提案を試みる研究である。

ただし、本稿で提案した内容は実務の理論的可能性を示すものであり、現実の作業に落とし込む際には更に詳細な検討が必要と思われる。また、本稿で示した以外の実務の工夫の余地も、無論、否定されるものではない。

筆者としては、本稿が、今後の研究や議論の「叩き台」となることを希望するものである。読者諸賢のご指導をいただければ、幸いである。